

広島県告示第九百九十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県安芸高田市向原町坂、同町戸島、同町長田、同町有留及び同町保垣地内					
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法	区域の表示及び法
真栄根（九四―二）	急傾斜地の崩壊	真栄根（九四―二）	急傾斜地の崩壊	第九條第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項	第九條第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
真栄根（九四―四）	急傾斜地の崩壊	真栄根（九四―四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
真栄根（九四―一）	急傾斜地の崩壊	真栄根（九四―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
戸島（一六九八―四）	急傾斜地の崩壊	戸島（一六九八―四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
戸島（一六九八―三）	急傾斜地の崩壊	戸島（一六九八―三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
戸島（一六九八―二）	急傾斜地の崩壊	戸島（一六九八―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
戸島（一六九八―一）	急傾斜地の崩壊	戸島（一六九八―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
戸島（二二一七）	急傾斜地の崩壊	戸島（二二一七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり

正力川(五五六二隣c)	土石流	次の図のとおり	正力川(五五六二隣c)	土石流	次の図のとおり	
正力川(五五六二隣a)	土石流	次の図のとおり	正力川(五五六二隣a)	土石流	次の図のとおり	
有留(一〇七五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	有留(一〇七五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
門出(八〇七八―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	門出(八〇七八―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
出口(一三八二―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	出口(一三八二―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
坂(九九七―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり				
坂(一三六五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		坂(一三六五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
寺山(八〇八九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		寺山(八〇八九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
湯坂(一三七四―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		湯坂(一三七四―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山田(八〇八八)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		山田(八〇八八)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
丸山(五二〇―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		丸山(五二〇―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
門出(八〇七八)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		門出(八〇七八)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
出口(一三八二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		出口(一三八二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
門出(一三七二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		門出(一三七二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
出口(八〇九六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		出口(八〇九六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
出口(八〇九二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		出口(八〇九二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山田(九九六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		山田(九九六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

横川（二四） （	地滑り	次の図のとおり	
	土石流	次の図のとおり	
	土石流	次の図のとおり	
出口川（五 六九七）	土石流	次の図のとおり	出口川（五 六九七）
出口川（五 六九八）	土石流	次の図のとおり	出口川（五 六九八）

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。